

1. 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(有価証券管理業務に関する契約締結前交付書面)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は無料です。
- ・ 外国証券のうち「外国債券累積投資サービス」により買付けた債券をお預かりする場合、年間3,300円（税込）の口座管理料をお支払いいただくことがあります。
(※詳しくは「4. 外貨建て債券の契約締結前交付書面」をご確認ください。)
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについても、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

この契約の終了事由

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の申し出があったとき
- この契約によりお客様からお預かりする証券等の残高がないまま、一定期間を経過したとき
- やむを得ない事由により当社が解約すべきと判断したとき

有価証券及び金銭の出納にかかる手数料
(2025年11月現在)

出庫手数料

- ・ 国内投信の出庫（保管振替）1銘柄あたり 1,100円（税込）
※ 当社取扱いの公募非上場株式投資信託

顧客勘定元帳・残高証明書発行手数料

- ・ 残高証明書 1通につき 1,100円（税込）
- ・ 顧客勘定元帳の写し 1通につき 2,200円（税込）“1年分”
※ 期間が1年間を超える場合は1年あたり2,200円（税込）
(全て上限手数料とする)

外貨送金手数料

- ・ お客様が当社宛に外貨送金をする際、外貨送金手数料はお客様負担とさせていただきます。当社が着金確認時に手数料が当社負担となっていた場合は当社が負担した実費を請求させていただきます。
- ・ 当社からお客様へ外貨送金をする際、
(1) 当社からの送金手数料 (2025年11月現在 3,500円)
(2) 外貨受取先の金融機関で発生する「被仕向手数料」
(3) 「外貨取扱手数料（リフティングチャージ）」等
の手数料は、お客様のご負担となります。(2)、(3)の手数料詳細はお客様のお取引金融機関にご確認ください。

銀行振込組戻し手数料

- ・ お客様の銀行振込口座へ出金手続き後、組戻しが発生した場合には組戻し手数料（実費）を徴収します。

注1) 上記以外の手数料を徴収する場合があります。

注2) 各種手数料は変更される場合があります。

6. 当社の概要

商号等	FPL 証券株式会社 金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第45号
所在地	<本社> 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西10丁目2番7号 <東京オフィス> 〒107-0052 東京都港区赤坂5丁目2番33号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） (最終頁「金融ADR制度のご案内」をご参照ください)
資本金	95百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2014年12月
証券業登録年月	2016年10月
連絡先	本社 011-206-6481 東京オフィス 03-6849-6117

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

FPL証券株式会社 コンプライアンス部

住 所：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西10丁目2番7号

電話番号：0120-138-101

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時（但し12/31～1/3、土日及び祝日を除きます）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

「証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」のご紹介

証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) は、株式、債券、投資信託や FX など金融商品の取引に関するトラブルについて、金融商品取引業者の顧客（金融商品取引の利用者顧客）からご相談や苦情を受け付け、公正・中立な立場で解決を図る金融 ADR 機関です。

ご相談や苦情が解決しない場合は、あっせん委員（弁護士）によるあっせん制度（紛争解決業務）も運営しています。

名 称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所 在 地	(東京本部) 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 (大阪事務所) 〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル
相談方法	[電話の場合] フリーダイヤル 0120-64-5005 [ファックスの場合] 03-3669-9833 ※特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター「ご意見窓口」宛て [ご相談フォームの場合] https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/ [郵送の場合] 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター宛て
受付時間	9時00分～17時00分（土・日・祝日（振替休日を含む）・年末年始（12月31日から1月3日）を除く）

（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

以上